

平成14年度事業評価実施結果報告書〈事後評価〉

政策所管部局	法務総合研究所	評価時期	平成15年6月
事業等の内容	<p>事業等の名称 法務に関する研究</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>近年、我が国においては、犯罪が増加し、治安の悪化が懸念される状況にあり、こうした犯罪の増加の原因及び社会的背景や要因等を探り、その対策として、どのような措置が講ぜられなければならないかなどを明らかにすることは、喫緊の課題であるところ、刑事司法に携わる関係諸機関と連携などしながら、実証諸科学を活用して、刑事政策に関する総合的な調査研究を実施し、有効な刑事上の施策に役立つ基礎的な資料を提供する。</p>		
事前評価の概要	<p>1 犯罪白書 犯罪白書は、我が国における犯罪の動向と犯罪処遇の実情を概観するルーチン部分と、刑事政策上、その時々での主要な課題や注目される問題等を取り上げる特集部分から成っている。ルーチン部分では、客観性と継続性を確保しつつ、その年の犯罪現象を概観するとともに、刑事手続き、犯罪者処遇について、警察、検察、裁判、矯正、保護と続く、我が国の刑事司法制度の各段階を俯瞰する形で資料を提供する。 特集部分では、「暴力的色彩の強い犯罪の現状と動向」を取り上げ、増加の著しい犯罪の中から、身近な生活場面で生起する強盗、恐喝、傷害、暴行、脅迫、強姦、強制わいせつ、住居侵入、器物損壊の9罪種に焦点を当て、その特質等の分析・研究を行う。</p> <p>2 研究</p> <p>(1) 犯罪被害実態（暗数）調査 犯罪被害実態調査を実施し、より正確な犯罪動向を把握することにより、現実を踏まえた、適正な刑事政策の運用を図るための資料を得るとともに、国連犯罪司法研究所を中心として実施が予定されている2004年の第5回国際犯罪被害実態調査に参加する形で犯罪被害実態に関する国際比較を行うための研究を実施する。（研究期間：平成16年度まで）</p> <p>(2) 触法精神障害者に関する研究</p> <p>① 精神障害等対象者に対する保護観察実施状況に関する調査研究 精神障害等対象者の特質や保護観察処遇の実施状況を調査し、各庁の取り組みの実情を把握して、今後の地域における関係機関等との連携についての基礎的な資料に資する。（研究期間：平成14年度）</p> <p>② 重大再犯精神障害者の統計的研究 重大犯罪を行った精神障害者がどのような環境下・治療状況で重大犯罪を犯すに至ったかについて、その実態を調査するとともに、再犯者の再犯時の状況及び再犯防止のための環境整備・治療体制の在り方について模索する。（研究期間：平成15年度まで）</p> <p>(3) 家庭内の暴力に関する研究</p> <p>① 児童虐待に関する研究（一般市民に対する調査） 平成12年度に実施した少年院在院者を対象としたアンケート調査結果により、少年院在院者における被虐待経験の広がり、虐待が少年の生活に与えた影響の大きさが確認されたので、平成14年度は、一般市民を対象とした調査により、児童虐待の暗数を把握し、被虐待経験が心身の健康や社会生活等にもたらした様々な影響及びそれらの対応の過程を分析する。特に、被虐待経験があつて非行に至った事例とそうでない</p>		

	<p>事例を比較検討し、前回の調査結果と併せて、被虐待経験と非行との関連を解明する調査を実施する。(研究期間：平成14年度)</p> <p>② DV加害者に関する研究 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に伴い、その実効性を評価するためにも、ドメスティック・バイオレンスの実態分析が必要であるが、これまでの研究は主として、被害者を対象とした研究である。本研究では、加害者に焦点を当て、その実態を把握するとともに、更生及び更生のための指導方法を見極める研究を行う。(研究期間：平成15年度まで)</p> <p>(4) 企業活動と犯罪に関する研究</p> <p>① ハイテク犯罪の捜査と公判対策(企業内のIT犯罪に関する調査研究) 近年、ハイテク犯罪を含むコンピュータ犯罪が注目を集め、重大な社会的課題となっているが、そのうち発生率が高いと推測される内部犯罪すなわちハイテク犯罪の態様や手口等を古典的なものから最新のものまでを分析することによって、この種の犯罪の実態を明らかにするとともに、その効果的な対策を講じる上で、役に立つ資料を収集することを目的とし調査研究を行う。(研究期間：平成14年度)</p> <p>② 企業犯罪の防止と制裁に関する法学及び経済学的視点からの分析研究 企業組織内、企業集団内の犯罪と監督責任について、諸外国の制度と比較し、経済学的視点と法学的視点から分析し、企業犯罪の防止のための制裁の在り方を検討する。(研究期間：平成16年度まで)</p> <p>③ 倒産関連犯罪(海外法制)に関する調査研究 倒産処理をめぐる違法行為に対する罰則規定の構成要件及び法定刑の在り方に関し、海外法制の比較研究等を通じて、今後の施策検討の基礎資料を提供する調査研究を行う。(研究期間：平成14年度)</p> <p>(5) 交通事犯の動向に関する研究 交通事故における事前規制と事後制裁の効果を計量的に分析し、規制、制裁の変化がその大きさに応じて、どのような属性の運転者にどのような期間どのくらいの大きさで予防効果をもたらしたかを分析する。(研究期間：平成15年度まで)</p> <p>(6) 海外の保護観察制度－英国における社会内処遇の改革と地域性の再建 いわゆる「コミュニティ・インボルブメント」(外部の専門機関や援助団体等と共同で犯罪者の処遇等を実施したり、犯罪者処遇等にそれら外部の活力の導入を図ったりすること)において長い歴史を持つ英国の保護観察所の社会内処遇に焦点を当てた調査研究を実施する。 調査結果に基づき、我が国の更生保護制度と地域社会の関わりの在り方を考えるための資料を提供する。(研究期間：平成15年度まで)</p>
<p>評価手法等</p>	<p>「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」(平成9年8月内閣総理大臣決定)に基づき、法務総合研究所で実施する研究の評価を適正に実施するために設置された学識経験者等による研究評価検討委員会において、平成15年6月10日に各研究についての個別評価を行った。</p>
<p>事後評価の内容</p>	<p>1. 目的等の実現状況</p> <p>1 犯罪白書 平成13年を中心とした犯罪の動向と犯罪者処遇の実情等を概観するとともに、治安の悪化が危惧される近時の犯罪情勢にかんがみ、「増加する犯罪と犯罪者」を取り上げた前年に引き続き、増加が著しい犯罪の中から、身近な生活場面で生起する強盗、恐喝、傷害、暴行、脅迫、強姦、強制わいせつ、</p>

住居侵入，器物損壊の9罪種に焦点を当てながら，「暴力的色彩の強い犯罪の現状と動向」を特集として取り上げ，その特質等の分析・検討を行った上，平成14年版犯罪白書として発表した。

2 研究

(1) 犯罪被害実態（暗数）調査

犯罪被害実態調査を実施するため，質問内容の吟味策定等を行うなどしたが，これを国連犯罪司法研究所を中心として実施が予定されている2004年の第5回国際犯罪被害実態調査にそのまま継続させることとし，その成果は平成15年度実施予定の「実態調査を踏まえた犯罪被害に関する研究」に集約する予定である。（研究期間：平成16年度まで）

(2) 触法精神障害者に関する研究

精神障害等対象者に対する保護観察実施状況に関する調査研究

本研究は，これまではその多くが個別事例研究にとどまっていたのを全国規模に対象を広げて，精神疾患が認められる精神障害等対象者に関する保護観察実施状況の実態を幅広く調査し検討を加えたものであり，精神障害等対象者の社会復帰を援助する処遇の在り方等を考察するための基礎資料として研究資料を作成した。（研究期間：平成14年度）

重大再犯精神障害者の統計的研究

精神障害者が重大犯罪を犯すに至った原因・背景は，事件毎に様々であって，一義的な解明はもとより，その再犯可能性についての長期的予見も相当に困難であるが，本研究は，平成7年から同11年までの5年間に殺人等の重大犯罪を繰り返し犯した再犯精神障害者163名のグループを抽出し，その確定記録・不起訴記録をもとに，殺人等の重大犯罪5罪種の類型毎に多角的な視点から分析を行い，再犯の実態を統計的に明らかにして検討を加えたものであり，再犯につながりやすい要因等について推論する手掛かりを得るための客観的なデータを提供できる形でまとめる予定である。（研究期間：平成15年度まで）

(3) 家庭内の暴力に関する研究

児童虐待に関する研究調査（一般市民に対する調査）

本研究は，平成12年に当研究部で実施した少年院在院者に対する調査研究に続くもので，一般の人々を対象とした児童虐待に関する調査研究である。アンケート調査を実施し，身体的暴力による虐待を受けた比率は少年院在院者に比べて低いとの結果が得られているところ，虐待を受けていた当時対象者が欲していた援助先について，身体的暴力では家族が，性的暴力では相談窓口が第1に上がるなど，虐待の種類によって異なる結果が出ている。また，虐待を受けた旨回答した者のうち協力が得られた人を対象に面接調査も実施した。虐待経験を克服するために様々な試みを重ねるなど，その人の生き方に多方面で影響を及ぼしている実態がある。これらの調査結果は，報告にまとめ，児童虐待の実態やそれが虐待被害経験者に及ぼす影響，また，その適切な処遇を検討する際の基礎的な資料とした。（研究期間：平成14年度）

DV加害者に関する研究

検察庁の処分がなされた不起訴事件及び第一審判決が確定した事件を合わせた346件の記録調査や個別面接を実施し，ドメスティック・バイオレンスの実態を分析した上，加害者の更生及び更生のための指導方策等に関する研究結果等をまとめる予定である。

（研究期間：平成15年度まで）

(4) 企業活動と犯罪に関する研究

ハイテク犯罪の捜査と公判対策（企業内のIT犯罪に関する調査研究）
パソコンやインターネットの普及など社会のIT化が著しい中で，企

業等におけるコンピュータ技術や通信技術を悪用したハイテク犯罪の検挙が増加している状況にある。こうしたハイテク犯罪に適切に対処するため、「ハイテク犯罪の捜査と公判対策」との題目でケースシナリオ的に部内用の講義用テキストとしてまとめた。(研究期間：平成14年度)

② 企業犯罪の防止と制裁に関する法学及び経済学的視点からの分析研究
 企業組織内、企業集団内の犯罪と監督責任について、諸外国の制度と比較し、経済学的視点と法学的視点から分析しており、企業犯罪の防止のための制裁の在り方を研究中である。(研究期間：平成16年度まで)

③ 倒産関連犯罪(海外法制)に関する調査研究
 倒産処理をめぐる違法行為に対する罰則規定の構成要件及び法定刑の在り方に関し、刑事局と共同で法学者等を交えた研究会を開催し、海外法制と対比しつつ倒産処理をめぐる違法行為に対する刑事罰の適用に関する制度的・手続的問題を討議検討するなどし、その結果を今後の倒産犯罪をめぐる施策検討の基礎資料とした。(研究期間：平成14年度)

(5) 交通事故の動向に関する研究
 交通事故における事前規制と事後制裁の効果を計量的に分析し、規制、制裁の変化がその大きさに応じて、どのような属性の運転者にどのような期間どのくらいの大きさを予防効果をもたらしたかを分析中である。
 (研究期間：平成15年度まで)

(6) 海外の保護観察制度－英国における社会内処遇の改革と地域性の再建
 2001年に英国史上初めて行われた社会内処遇制度の完全中央集権化と、中央政府主導による処遇プログラムの開発・導入という施策も視野に入れながら、英国の保護観察所の社会内処遇に焦点を当て調査研究中である。
 (研究期間：平成15年度まで)

2. 評価結果

研究の必要性及び研究の規模・方法・内容の妥当性等については、計画当初に想定した所期の成果を得ることができたと考えている。

なお、上記事後評価の内容における2の(2)の②「重大再犯精神障害者の統計的研究」及び2の(3)の②「DV加害者に関する研究」については、平成15年度の8月ころには研究成果を取りまとめできる状況にあり、下記研究については、引き続き調査・分析等を実施する予定としている。

犯罪被害実態(暗数)調査(他の研究と集約予定)
 企業犯罪の防止と制裁に関する法学及び経済学的視点からの分析研究
 交通事故の動向に関する研究
 海外の保護観察制度－英国における社会内処遇の改革と地域性の再建

備考 平成15年6月10日に開催された「研究評価検討委員会」において、上記各研究についての研究の必要性及び研究の規模・方法・内容の妥当性等について所期の成果が上げられているとの事後評価を得た。